

新型コロナウイルス感染症の公費請求の取り扱いについて
(令和5年10月以降)

R5. 10. 1

広島県新型コロナウイルス感染症担当
(感染症疾病・管理センター)

1 趣旨

令和5年5月8日以降（以下「移行後」という。）の5類移行に伴って変更された新型コロナウイルス感染症患者の診療等（検査・外来治療・入院治療）に係る公費請求について、令和5年10月以降さらに変更があったため整理する。

2 公費支援の基本的な考え方

期間	検査	治療(外来)	治療(入院)
10月1日～	終了 (5月8日～)	一部支援の継続	一部支援の継続

3 「検査・治療（外来）」の公費支援について

(1) 概要

項目	公費の範囲(現行)	公費の範囲(令和5年10月1日～)	公費負担者番号	受給者番号
検査の公費	—	— (引き続き公費支援なし)	—	—
治療の公費 (外来)	新型コロナウイルス感染症治療薬 [*] の処方 (薬局での調剤を含む)に係る薬剤費の全 額支援	新型コロナウイルス感染症治療薬 [*] の 処方(薬局での調剤を含む)に係る薬 剤費の一部支援	28340800	9999996

※経口薬「ラゲブリオ」、「バキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュティ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限る

注意1：なお、国が買い上げ、希望する医療機関等に無償で配分している「ゼビュティ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」については、引き続き、薬剤費は発生しない。

(2) 患者自己負担額の上限

1回の治療当たり、医療費自己負担割合	1割の患者	2割の患者	3割の患者
自己負担額上限	3,000円	6,000円	9,000円

注意1: 治療薬の公費支援については、患者からの申請は必要なく、保険請求（レセプト請求）の枠組みを用いて行う。医療機関においては、自己負担額を徴収する際に、患者の自己負担割合について確認いただく必要がある。

4 「入院医療費」に係る公費支援について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合、医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額から原則1万円を減額した額を自己負担の上限とする措置を講ずる。

注意1: 入院中の食事代は、高額療養費の適用対象外のため上記減額の対象とならない。また、外来療養のみに係る月間の高額療養費算定基準額は、入院療養を対象とするものではないため、上記減額の対象とならない。

注意2: 高額療養費は、月単位で支給されることから、本補助についても月単位で行う。

注意3: 入院医療費の公費支援については、従来どおり、患者からの申請は必要なく、保険請求（レセプト請求）の枠組みを用いて行う。医療機関においては、入院期間中に患者の所得区分について確認いただく必要がある。なお、高額療養費自己負担限度額と公費による減額措置後の自己負担額については、6参考のとおりとする。

※減額措置は、高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は1万円を減額することとし、医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に5,000円を加えた額を減額することとする。

(2) 公費負担者番号等（保険請求（レセプト請求））

公費負担者番号	受給者番号
28340701 (共通)	9999996 (共通)

5 根拠

5.1 令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」

5.2 令和5年3月17日付け（令和5年4月11日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の

位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」

- 5.3 令和5年3月20日付け厚生労働省保険局医療課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」

6 参考（自己負担額等）

高額療養費自己負担限度額の所得区分			(参考) 高額療養費 自己負担限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収約 1、160 万円～ 健保：標報 83 万円以上	70 歳未満	国保：旧但し書き所得 901 万円超	252,600 円＋ 医療費比例額	247,600 円
	70 歳以上	国保・後期：課税所得 690 万円以上		
年収約 770 万円～約 1、160 万円 健保：標報 53 万円～79 万円	70 歳未満	国保：旧但し書き所得 600 万円～ 901 万円	167,400 円＋ 医療費比例額	162,400 円
	70 歳以上	国保・後期：課税所得 380 万円以上		
年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標報 28 万円～50 万円	70 歳未満	国保：旧但し書き所得 210 万円～ 600 万円	80,100 円＋ 医療費比例額	75,100 円
	70 歳以上	国保・後期：課税所得 145 万円以上		
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下	70 歳未満	国保：旧但し書き所得 210 万円以下	57,600 円	47,600 円
	70 歳以上	国保・後期：課税所得 145 万円未満		
住民税非課税	70 歳未満	—	35,400 円	25,400 円
	70 歳以上	—	24,600 円	14,600 円
住民税非課税 (所得が一定以下)	70 歳以上	—	15,000 円	5,000 円

7 問い合わせ

レセプト請求の記載方法等に関することは、請求先にお問い合わせください。